

○米沢市協働提案制度実施要綱

平成21年6月9日

告示第123号

改正 平成24年3月30日告示第61号

平成26年3月25日告示第63号

令和元年6月24日告示第44号

令和3年3月22日告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、米沢市協働推進条例（平成21年米沢市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する協働提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、協働提案とは、地域の問題及び課題を解決するため、市民及び市が共に取り組む協働による事業又は協働のためのアイデアをいい、その種類及び意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民発案型 市民が、協働による事業を提案するもの
- (2) 行政課題型 市が提示する地域の課題について、市民がその解決のための協働による事業を提案するもの
- (3) アイデア提案 市民が、協働のためのアイデアを提案するもの

(平24告示61・全改、平26告示63・一部改正)

(提案主体)

第3条 協働提案を行うことができる者（以下「提案主体」という。）は、条例第2条第2号に規定する者とする。

(平24告示61・一部改正)

(提案の要件)

第4条 協働提案は、条例第3条第3項及び次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 提案主体自らが参加するものであること。
- (2) 提案主体又は市民及び市の役割分担が明示されていること。
- (3) 本市の区域内において取り組むものであること。

2 前項の規定にかかわらず、アイデア提案については、条例第3条第3項、前項第2号及び第3号の要件を満たすものとする。

(平24告示61・一部改正)

(提案の方法)

第5条 提案主体が協働提案をしようとするときは、次の各号に掲げる提案の種類に応じ、当該各号に定める提案書を市長に提出するものとする。

- (1) 市民発案型及び行政課題型 市民発案型・行政課題型協働提案書（様式第1号）
- (2) アイデア提案 アイデア提案書（様式第1号の2）

2 提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 提案主体の概要書（様式第2号）
- (2) 提案の実施に要する経費の概算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 提案主体は、提案書を提出するに当たり、提案の内容について市の関係部署に事前に確認するものとする。

(平24告示61・平26告示63・一部改正)

(審査及び答申)

第6条 前条により提案された協働提案については、条例第6条第1項に規定する米沢市協働推進市民会議（以下「市民会議」という。）が、審査を行うものとする。

2 審査は、前条第1項及び第2項に規定する書類による1次審査並びに公開で実施する提案発表会による2次審査とする。

3 市民会議は、前項の規定に基づき、協働提案が提案者と市との協働により実施することが適当であるか否かについて審査し、当該審査結果を市長に対し答申するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、アイデア提案については、1次審査に基づき、協働提案が市民と市との協働により実施することが適当であるか否かについて審査し、当該審査結果を市長に対し答申するものとする。

(平24告示61・全改)

(提案者への通知)

第7条 市長は、前条第3項に規定する答申に基づき、当該協働提案に係る事業の実施に関する認定の可否について検討し、その結果を協働提案事業認定結果通知書（様式第3号。以下「認定結果通知」という。）により提案者に通知するものとする。

2 市長は、前条第4項に規定する答申に基づき、当該アイデア提案の取扱いについて検討し、その結果を認定結果通知により提案者に通知するものとする。

(平24告示61・平26告示63・一部改正)

(アイデア提案の取扱い)

第8条 市長は、前条第2項の規定に基づき市民との協働により事業化を目指すことが適当と判断したアイデア提案について、市民に提示することができるものとする。

(平26告示63・一部改正)

(協働事業の実施)

第9条 提案者は、自らが行った協働提案における事業が第7条第1項の認定を受けたときは、当該認定を受けた事業（以下「協働事業」）を実施するものとする。

2 提案者は、協働事業を完了したときは、速やかに、協働事業完了報告書（様式第4号。以下「完了報告書」という。）を市長に提出するものとする。

(平26告示63・全改)

(事業報告会の開催)

第10条 市長は、完了報告書の提出を受けたときは、提案者が自ら実施した協働事業の内容を報告する事業報告会を公開により開催するものとする。

(平26告示63・旧第13条繰上・一部改正)

(評価)

第11条 市民会議は、完了報告書及び前条に規定する事業報告会における報告の内容に基づき、協働事業の実施状況及び成果について評価し、当該評価結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告を受けたときは、その内容について公表するものとする。

(平26告示63・旧第14条繰上・一部改正)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協働提案の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平26告示63・旧第15条繰上)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第61号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第63号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の米沢市協働提案制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた協働提案について適用し、同日前に行われた協働提案については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月24日告示第44号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の本則各号に掲げる要綱の規定により作成された様式の使用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月22日告示第37号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（日本産業規格 A 4）

（表面）

年 月 日

米沢市長あて

（提案者）

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者名）

市民発案型・行政課題型協働提案書

次のとおり提案します。

1	提案の名称	
2	提案の概要	
3	総事業費	
4	実施期間	
5	事業の分野	
6	新規・継続の別	
7	補助金等活用の有無	

(裏面)

8	事業の内容	① 現状及び解決したい問題
		② 事業内容
		③ 事業スケジュール
		④ 事業の実施体制
		⑤ 期待する効果（事業目標）
9	協働の必要性	
10	事業の展望 及び今後の 活動展開	
11	特記事項	

様式第 1 号の 2（第 5 条関係）

（日本産業規格 A 4）
年 月 日

米沢市長 あて

（提案者）
住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

アイデア提案書

次のとおり提案します。

1	提案の名称	
2	事業の概要	
3	総事業費	
4	事業の分野	
5	協働の必要性	

様式第2号（第5条関係）

（日本産業規格A4）

提案主体の概要書

氏名 (団体等の場合はその名称)	(フリガナ)		法人格の有無	□有 □無			
				法人格の種類			
	住所 (団体等の場合は事務所の所在地)	〒					
代表者氏名 (団体等の場合)	(フリガナ)		設立年月 (活動開始)	年 月			
			規約・会則	□有 □無			
構成員の状況 (団体等の場合)	会員数	名	事務局 体制	有給常勤	名	有給非常勤	名
				無給常勤	名	無給非常勤	名
主な活動地域							
活動の目的							
主な活動 内容実績							
ホーム ページ							
事業内容に 関する問合せ先	氏 名	(フリガナ)					
	住 所	〒					
電話番号							
F A X							
電 子 メール							

様式第 3 号（第 7 条関係）

（日本産業規格 A 4）

記 号 番 号
年 月 日

様

米沢市長

・

協働提案事業認定結果通知書

年 月 日付けで提出された提案について、認定する（認定しない）こととしましたので通知します。

記

1 事業名

2 付された条件（認定しない理由）

様式第4号(第9条関係)

(日本産業規格A4)

協働事業完了報告書

作成日： 年 月 日

1	事業の名称	
2	期待する効果(事業目標)	
3	事業実施に要した費用	
4	実施状況	
5	事業実施における良かった点 又は工夫した点	
6	事業の効果及び今後の展望	

様式第 1 号（第 5 条関係）

（平26告示63・全改、令元告示44・令 3 告示37・一部改正）

様式第 1 号の 2（第 5 条関係）

（平24告示61・全改・旧様式第 1 号の 3 繰上、平26告示63・令元告示44・令 3 告示37・一部改正）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（平26告示63・全改、令元告示44・一部改正）

様式第 3 号（第 7 条関係）

（平26告示63・全改、令元告示44・一部改正）

様式第 4 号（第 9 条関係）

（平26告示63・旧様式第 7 号繰上・一部改正、令元告示44・一部改正）